## 議員提出第1号議案

足立区痛みやわらげ手当支給に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年2月20日

提出者

足立区議会議員	ぬカ	> ガミ	和	子
司	鈴	木	けんレ	いち
同	針	谷	みき	お
同	大	島	芳	江
同	伊	藤	和	彦
同	渡	辺	修	次
同	鈴	木	秀 三	郎
同	橋	本	ミチ	子
同	خ ك	う	純	子
同	三	好	すみ	お
同	松	尾	かっ	B

足立区議会議長 しのはら 守 宏 様

## (提案理由)

区民生活を支援するとともに福祉の向上を図る足立区痛みやわらげ手 当を支給するため、本案を提出する。 (目的)

第1条 この条例は、税制改正に伴い非課税から課税となった者に対し、 区民生活にかかる経費の支払い等に使用できる足立区痛みやわらげ手 当(以下「手当」という。)を支給し、区民生活を支援するとともに 福祉の向上を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 手当を受けることのできる者は、足立区の区域内に住所を有し、 足立区特別区税条例の一部を改正する条例(平成17年足立区条例第 27号)付則第2条第5項に規定する前年の合計所得金額が125万 円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以 上であった者又は同条第6項に規定する所得割の納税義務者で、前年 の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日 現在において年齢65歳以上であった者とする。

(支給額)

第3条 手当の額は、1人あたり年額1万2,000円とする。 (申請及び通知)

- 第4条 手当の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定により申請があったときは、第2条の規定によ る資格の有無を審査し、手当支給の可否を決定し、その旨を申請者に 通知する。

(返還)

第5条 区長は、虚偽又は不正の手段により手当の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた額の全額を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行し、平成20年3月31日限り、その効力を失う。